平成２９年（フ）第８９号
茨城県北茨城市磯原町磯原29番地５　イル・ブリランテ315
債務者　芳賀　　愛
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１００号
富山市月岡町６丁目43番地２
債務者　庄司　裕子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０９号
富山市古志町６丁目37番地、前住所富山市小杉2040番地　メゾンアルファＣ棟202号
債務者　相川　智春
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２号
長野県上田市蒼久保500番地　市住６号
債務者　小林　昭吉
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第６５号
長野県小諸市甲1651番地５　ハイツアカオ202
債務者　竹中　恵美
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１９６号
岐阜県瑞穂市犀川１丁目２番地２
債務者　松村由巳子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２１７号
岐阜県瑞穂市穂積3058番地39　カーサ・レクエルドＣ　101号
債務者　小田原清弘
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６３号
岐阜市松山町５番地20（フォレスト３　206号室）
債務者　浮波　昌己
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１１５号
滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹240番地７、前住所滋賀県東近江市五個荘五位田町358番地39
債務者　山本　晃葵
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６７３号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　２番館201号、従前の住所兵庫県加古川市野口町長砂1157番地の19
債務者　薗畑　耕平
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７８号
神戸市灘区城内通２丁目４番２号
債務者　藤本　文代
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８０号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目５番２―308号
債務者　甲村よしこ
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４８号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目10番49号
債務者　松田　菜々
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６５号
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目14番２―106号
債務者　西島久美加
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８８号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住５―11
債務者　木下　　学
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０８号
広島市西区小河内町２丁目23番27―206号
債務者　菊岡　栄一（旧姓後藤田）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４９号
広島市中区吉島西１丁目８番14―103号
債務者　松本　道子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部